

『三河考古』投稿規定

1. 『三河考古』は会員制ではないので、投稿者の制限はありません。考古学という学問の発展に寄与するために、自らの主張を發表しようと思う方なら、どなたでも結構です。
2. 投稿原稿は、「考古学の論文」とであると認識できるものに限りまゝ。「考古学の論文」とは、論文、研究ノート、展望、書評等をすべて含むものです。使用するデータは、考古資料、文献資料、民俗資料等どのような資料でも構いません。また、民俗学、人類学、社会学、心理学、生物学、化学、地球物理学等どのような学問分野の成果を引用しても構いません。ただし、使用するデータや引用に対する説明が考古学的に有効であると認識できるものに限りまゝ。
3. 投稿原稿は、毎年9月30日まで事前申込を受け付けまゝ。執筆者名、論文名、頁数を記載し、概要説明（400字以内）を付けて申し込んでください。申込方法は「三河考古通信」で配信しますので、ご確認ください。
4. 投稿原稿の採否は、提出された原稿の内容を審査した上で、事務局で判断します。事前申込を受け付けても、掲載を約束するものではありません。
5. 執筆要項は以下のとおりです。
 - ・版型 B5版
 - ・文字 42字×36行（ワードファイル or テキストファイルで提出）
 - ・図版 14cm×21cm（キャプション込み）、イラストレーター等のデータで提出する場合は、打ち出し原稿（解像度の判断ができるもの）を付けてください。
 - ・写真 可能な場合は、表紙等に使用しますので、カラーのデジタルデータ（JPEG：1MG以上）で1枚以上提出してください。本文中に使うものはモノクロ紙焼でもかまいません。
 - ・割付 図版を原稿に割り付けたコピー（キャプション等指示済みのもの）を提出して下さい。
 - ・頁数 基本的に頁数制限はありませんが、20頁を超えるものは事前にご連絡ください。
 - ・贈呈 執筆者には、掲載誌を3部贈呈します。
 - ・別刷 希望者には、執筆者の個人負担で、基本的に100部を印刷します。

三河考古学談話会規約

(名 称)

第1条 この会は、三河考古学談話会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、三河地方を中心とする研究者が相互に交流し、もって考古学研究の発展と普及に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 定例会の開催
- (2) 講演会の開催
- (3) 機関誌「三河考古」の刊行
- (4) 情報誌「三河考古通信」の配信
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

(役 員)

第4条 本会に、次の役員をおく。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名 荒井
- (2) 運営委員 若干名 小幡一鶴飼、田中、三田、高橋 / 志村一平
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

(職 務)

第5条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 運営委員は、本会の運営のため必要な事項を審議し、また、会長を補佐する。会長に事故あるときは、運営委員のうちその職務代理者がその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 監査は、本会の監査事務をする。

(機 関)

第6条 本会に、次の機関をおく。

- (1) 運営委員会

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、会長が招集し、議長の職務をつかさどる。

(運営委員会の権限)

第8条 運営委員会は議決機関として、次の事項を審議する。

(1) 基本方針

(2) その他特に重要な事項

(経 費)

第9条 本会の経費は、機関誌の収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(総 会)

第10条 本会の総会は年一回開催する。

(総会の承認)

第11条 総会の承認は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(規 約)

第12条 本会の規約は、運営委員会の同意議決がなければ改正することはできない。

(委 任)

第13条 この規約の定めるもののほか、本会の運営及び会務の執行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は、平成15年7月12日から施行する。

附 則 平成18年6月24日改正